

徳島県生活環境保全条例の 一部改正（案）について

徳島県生活環境部環境管理課

生活環境保全条例とは

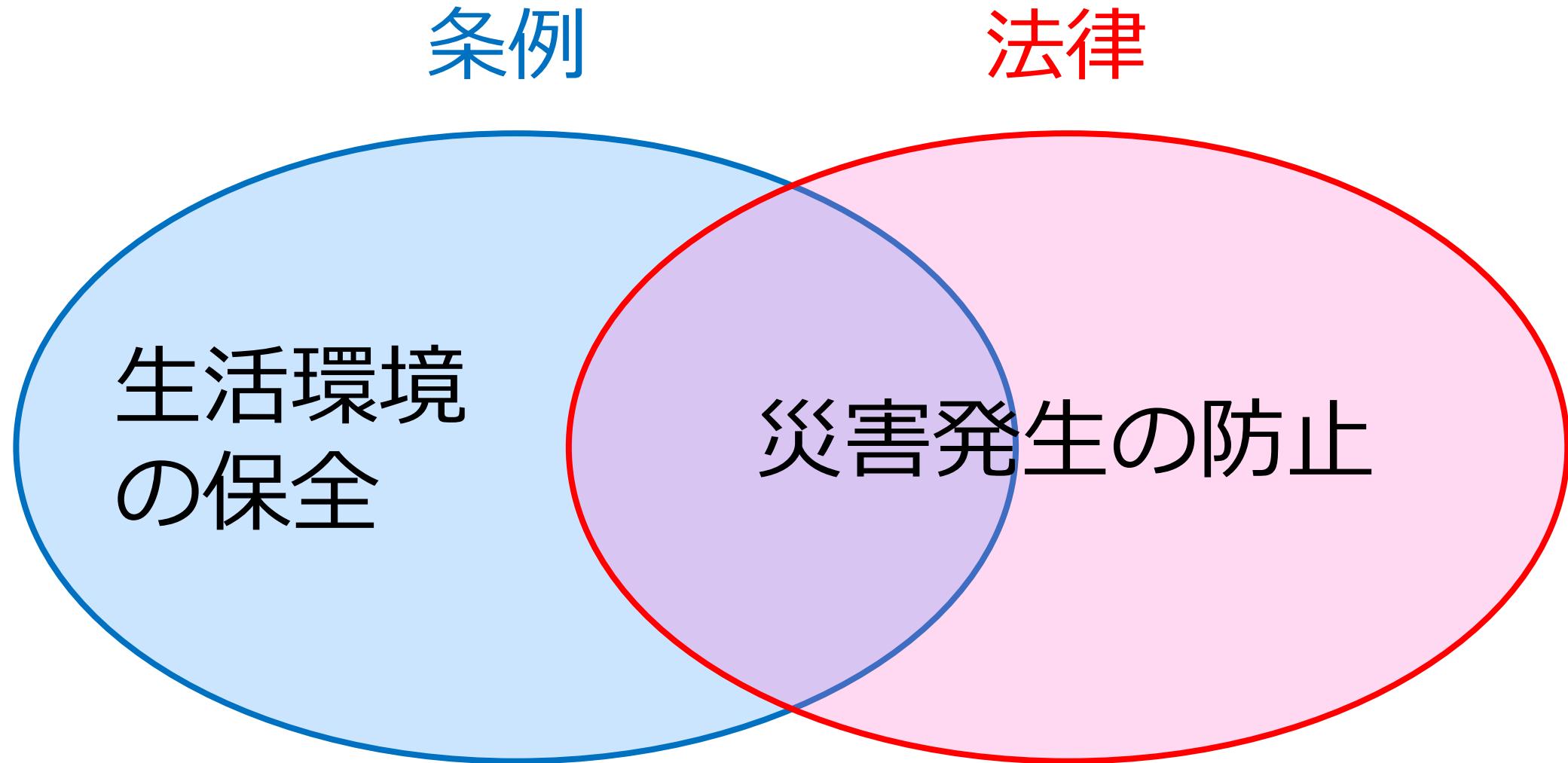
徳島県環境基本条例の本旨にのっとり、公害の防止のための規制並びに日常生活及び事業活動における生活環境への負荷の低減を図るための措置について必要な事項を定めること等により、生活環境保全対策の総合的な施策を推進し、もって現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

生活環境の保全に関する規制

- ・大気の汚染に関する規制
- ・騒音に関する規制
- ・水質の汚濁に関する規制
- ・土壤及び地下水の汚染に関する規制
- ・土砂等の埋立て等に関する環境保全
- ・地下水の採取の適正化
- ・指定化学物質の適正な管理

土砂等の埋立て等に関する環境保全

生活環境保全条例と盛土規制法との関係



土砂等の埋立て等に関する環境保全



宅地造成



残土処理場



水質検査

土砂等の埋立て等による崩落等の防止

土壤基準に適合しない土砂等の埋立て等禁止

3,000m²以上の埋立て等の許可

◇構造基準 ◇土壤検査等



土壤検査

盛土規制法の概要

- ・規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアは、規制区域として**指定**

- ・安全な盛土等の造成

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等の**許可**が必要

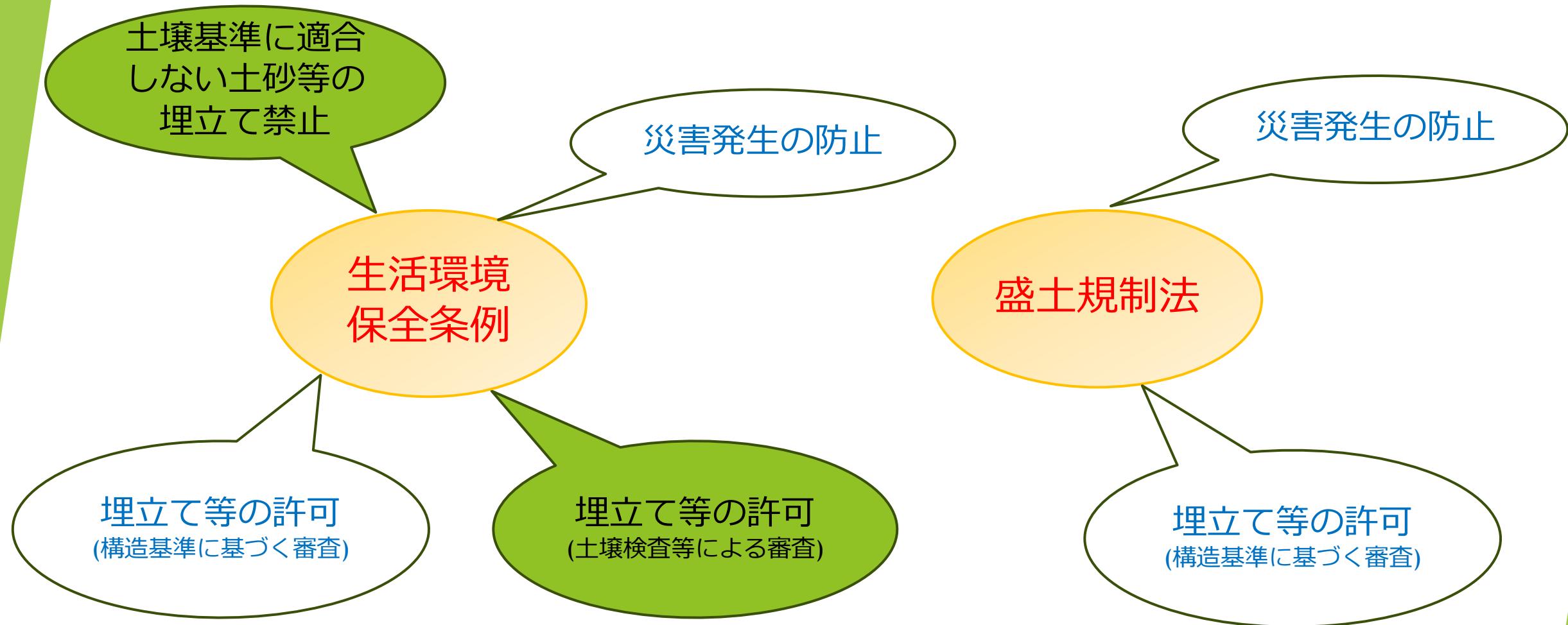
- ・盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等が常に**安全な状態**に維持する必要がある

- ・実効性のある罰則

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反時に対する懲役刑や罰金刑の水準を強化

生活環境保全条例と盛土規制法との関係



生活環境保全条例の概要

(土砂等の埋立て等に関する環境保全)

目的	土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壤汚染及び水質の汚濁並びに 災害の発生を防止 し、もって生活環境の保全を図るとともに県民の生活の安全を確保する	
規制行為	土砂等の埋立て等	特定事業
規制内容	① 土壌基準に適合しない土砂等を使用しての埋立て等、土地の提供禁止。 ② <u>土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しない</u> よう必要な措置を講じなければならない。	① 知事の許可が必要。 ② ・土砂等の搬入の届出 ・土砂等の量の報告 ・土壤検査、水質検査の報告等
規制対象	① 土砂等の埋立て等を行う者 ② 土地の所有者等	① 特定事業を行う者
措置命令	① 土砂等の埋立て等の停止 ② 汚染状態の調査等	③ 土壤汚染及び水質汚濁防止措置 ④ 災害（崩落、飛散もしくは流出）防止措置
罰則	最高 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金	
施行日	土砂等の埋立て等に関する環境保全が平成17年10月1日から施行	